

～4月からのスタートダッシュに備える春休み～

新型コロナウイルス感染症防止への対策、いつもとは異なる長期休暇となっています。体調管理に気を配りつつ、次年度のスタートダッシュに備える春休みにできるとよいですね。4月からの新しい学級での歩み出しに備え、計画的な学習や生活ができるようにしたいです。そのために、この春休みは、弱点や課題を克服するための努力ができるとういことです。新学期を迎えたときに、あなた自身が「よし頑張るぞ!」と思えるような準備ができるとういことです。



1 規則正しい生活を送る

(1) 規則正しい生活づくり

- ・充実した生活を送れるように、学習や運動、家庭でのお手伝いなど、計画的な生活を送る。
- ・「少しぐらいはいいだろう。」という弱い気持ちには絶対に負けず、「目標」をもち「努力」し続ける。

(2) 充実した学習

- ・自分で立てた学習計画に沿って学習を進める(春休みの課題をきちっとやりきる)。
- ・1年間の復習をする。これまでの定期テスト(中間・期末)や、ワーク、教科書の見直し等を行うことで苦手な部分の克服をすると共に、4月からのスタートに備えて学習に力を入れる。
- ・生活づくりと同様に、「後からやればいいや。」といった弱い心に負けないようにする。

(3) 健康や体力の向上

- ・自分の健康管理は自分でする(かぜ防止の手洗い・うがいの励行、適度な運動など)。
- ・十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、常に体調のよい状態を維持できるようにする。
- ・歯や目等の治療が必要な人は、春休みを利用して治療し、新学期を迎える。

2 自分の“命”は自分で守る

(1) 交通事故防止

- ・自転車の整備点検を行う。整備不良の場合、安全運転義務違反となることもあります。
- ・自転車での2人乗りの運転、並列運転、無灯火運転は、危険なのでしない。これらは道路交通法違反となり罰則があります。また、命を守るためにもヘルメットを着用しましょう。
- ・交通ルールおよびマナーをしっかりと守る(横断歩道を渡るときは、車の運転手とアイコンタクトをとる)。ながらスマホやイヤフォンで音楽を聴きながらの運転もダメです。

(2) 危険な遊びなどによる事故防止

- ・有害玩具(エアガンなど)による遊びや、触法行為等は絶対にしない。
- ・危険な場所(立入禁止区域や空き家、河川等)への立ち入りはしない。

3 地域や家族の方との交流を大切にする

(1) 家庭生活の充実

- ・家族の一員として、家事を何か一つは引き受けて毎日やりきる。
- ・家族の人と、自分の夢や希望、決意について話し合う(学習、進路、職業について)。

(2) 地域の方とのふれあい

- ・地域の一員として自覚をもち、自分から進んで地域の方へあいさつをする。



4 問題行動やトラブルに巻き込まれないようにする

(1) ゆすり、たかりの被害防止

- ・北方中の生徒としての誇りをもって、ルールやマナーを守る。(服装や身なり、持ち物、礼儀等)
- ・外出時は「誰と、どこへ、何をするために、いつ頃帰るか」を保護者に告げて、出かける。
- ・生徒だけでは遊技場(ゲームセンター)、マンガ喫茶、カラオケボックスに立ち入らない。
- ・夜間の外出はしない(夜10時以降の外出は青少年健全育成条例で禁止されています)。

(2) 問題行動の未然防止

- ・友達や先輩の家等に外泊しない。友達や先輩を自宅に泊めない。
- ・空き家、資材置き場、公共の施設(学校や保育園も含む)、他人の敷地等に許可なく立ち入らない。
- ・他校の生徒や卒業生との好ましくない関わりをもたないようにする。

(3) 情報機器の適切な利用とマナー順守

- ・スマートフォンやパソコンなど通信機器を持っている人は、利用のマナーを守る。「出会い系サイト(アプリ)」等、巻き込まれると危険がたくさんあります。保護者の管理下で使用するようにしましょう。またSNS等に他人を誹謗・中傷する内容を書き込まない。インターネットを利用して、文章や写真などを書き込んだり送ったりした瞬間から、半永久的に消されることはないと考えてください。また流れている情報の真偽を確かめることも大切です。



製作:「ネットモラル標語&チェック」製作委員会
Copyright (C) BUNKEIDO CO.,LTD. All Rights Reserved.

(4) その他の指導事項

- ・繁華街や大型店舗等へ行く時には、責任ある大人(保護者)と一緒に出かける。
- ・計画的で節度あるお金の使い方をする。
- ・不審電話には、氏名、住所、電話番号等の個人情報絶対に教えない。
- ・見知らぬ人から誘われてもついていかない。(不審者、変質者など)

【法に触れる行為、命に危険を及ぼす行為、トラブルに巻き込まれる行為】

- ・いじめ ・恐喝 ・脅迫 ・暴力行為 ・万引き ・自転車やバイク等の窃盗
- ・シンナー等薬物の乱用 ・飲酒 ・喫煙 ・友人宅外泊 ・深夜徘徊(午後10時以降)
- ・賭博に類する遊び ・ゲームセンターへの出入り ・無免許運転(バイク、自動車)
- ・金銭の貸し借り ・物品の売買 ・いきすぎた男女交際(性被害、性感染症防止)
- ・トラブルに巻き込まれやすい場所(夜間のコンビニ、マンガ喫茶、カラオケボックスなど)への出入りは極力控える

<保護者の皆さまへ>

- 不審者や変質者に出会ったら、「こども110番」または、近くの家へ逃げ込むように指導をお願いします。身の安全の確保をした上で、警察へ連絡してください。その後、中学校(北方中 324-3175)にも連絡をしてください。
- 交通事故や、ゆすり・たかり、暴力行為、不審電話等の被害に遭った時も、すぐに警察に連絡をするとともに、学校にも連絡をしてください。
- 各家庭でも、この春休みに、意義ある過ごし方ができるように見届けてください。また、何か心配なことやお困りのことがありましたら、気軽にご相談ください。

※学校以外での相談電話受付もあります。

<子供SOS24>

0120-0-78310(夜間・休日・祝日 全24時間体制)

<教育相談(ほほえみダイヤル)> 0120-745-070(月~金 8:30~17:15 祝日・年末年始除く)

<県教委 学校安全課教育相談係> 058-271-3328(月~金 8:30~17:15 祝日・年末年始除く)

※緊急、非常の場合は警察(110番)へ連絡してください。学校への連絡はその後でよいです。